

南島原市PR推進業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告します。

令和8年4月6日

南島原市長 松本 政博



## 1 事業概要

(1) 委託業務名 南島原市PR推進業務

(2) 目的

本市はこれまで、市の「知名度・認知度の向上」「シビックプライド（地元に対する愛着、誇りなど）の醸成」「来訪者増加」に主眼を置き、TV放送などのメディア活用、映像コンテンツやレギュラー番組の制作、各種広告媒体を活用した情報発信などを展開してきた。

今年度、本市が有する豊富な農水産物・特産物・観光資源・芸術・文化・美しい自然など、優れた地域資源を生かし、テレビ番組を主体としたPR活動を長崎県内を軸とした九州圏（主に福岡県・熊本県・佐賀県）や東京・大阪などの都市圏をターゲットに、戦略的かつ効果的に展開することで南島原ファンを増やし、特産物などの購買力誘引や交流人口および関係人口の拡大に繋げることを目的とする。

なお、近年の社会情勢、消費者行動の変化を的確に捉えた提案とすること。

(3) 委託業務内容

受託者は上記目的の達成のため、本受託業務（企画・提案、実施、報告を含む）を実施することとする。業務内容については、必須提案項目は必ず実施し、そのほか戦略的かつ効果的なプロモーションの企画・運営などについて提案すること。

(4) 履行期間 契約締結日から令和9年3月19日まで

(5) 事業費

2,200千円上限（消費税及び地方消費税を含む）

## 2 参加資格

日本国内に事業所を有し、次の項目に該当しないこと

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの

(2) 本市から指名停止を受けている、又は受けることがあきらかであるもの

(3) 商法（明治32年法律第48号）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがながされているもの（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）

(4) 最近1年間の都道府県民税、市区町村民税、消費税又は地方消費税を滞納しているもの

(5) 提案書の提出期限日までの6ヶ月間において、手形交換所で不渡手形若しくは、不渡り手形を出した事実、又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実があるもの

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

※応募後、契約締結日までの間に、これらのいずれかに該当することとなった場合、応募は取り消される。

### 3 参加手続

#### (1) 担当部署、問い合わせ先

〒859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2

南島原市役所 総務部 総務秘書課 秘書広報班 (西有家庁舎2階) 担当: 細波・嵩  
電話: 0957-73-6621

電子メール: hisyokouhou@city.minamishimabara.lg.jp

#### (2) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領および仕様書を理解した上で、次の書類を提出することとする。

提出書類名	様式	提出部数	
		正本	副本
① 参加表明書	様式第1号	1	
② 質問票 (質問がある場合のみ)	様式第2号	1	
③ 企画提案書	任意様式	1	7
④ 見積書および内訳書	任意様式	1	7

※本プロポーザルに関する様式は、南島原市ホームページからダウンロードすること。

#### (3) 提出期限など

提出期限 ①～②: 令和8年4月17日 (金) 午後5時

③～④: 令和8年5月13日 (水) 午後5時

提出場所 3 (1) に同じ

提出方法 ①、③～④: 直接持参または郵送すること

※③については、当該データを電子メールでも併せて提出すること。

②: 電子メールにて提出すること。

※送信後は、必ず着信確認を行うこと (土日祝日の場合は翌平日に行うこと)。

##### ・持参の場合

上記提出期限内の午前8時30分～午後5時 (土日祝日除く) に持参すること。

##### ・郵送の場合

配達証明等、到着日時の記録が残るものを使用し、上記提出期限内に必着とする。

### 4 提案書作成方法 仕様書のとおり

### 5 評価方法等

南島原市総合的シティプロモーション推進事業委託プロポーザルの評価について厳正かつ公正に実施するために、以下の通り定める。

#### (1) 評価基準 別紙「評価基準」のとおり

#### (2) 評価方法

評価基準に基づき、企画提案書をプロポーザル審査委員が採点し評価する。

#### (3) 候補者の選定

① (2) の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

② 最高点の者が複数の場合は、価格見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定する。

#### (4) その他

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、交渉権者が契約締結をするまでの間に次のいずれかに該当した場合または該当していることが判明した場合は、交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ①見積書の金額が提案上限金額を上回る場合
- ②提出期限までに書類が提出されない場合
- ③提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- ④提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤著しく信義に反する行為があった場合
- ⑥契約を履行することが困難と認められる場合
- ⑦企画提案書の記載内容が法令および公序良俗に違反するなど不適当な場合
- ⑧本事業について2つ以上の企画提案をした場合
- ⑨審査の公平性に影響を与える行為があった場合

### 6 選定方法

#### (1) 審査（書類審査）

- ・審査日程 令和8年5月18日（月）予定
- ・審査の結果、最も評価の高い提案事業者1社を優先交渉権者として決定する。
- ・選定後、プレゼンテーション及びヒアリング参加業者全員に対し、選定または非選定の結果を郵送にて通知する。

#### (3) その他

- ・審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案事業者を確認を行う。
- ・選定委員会は非公開とし、審査内容および審査結果についての異議は一切受け付けない。
- ・選定の経緯は公表しない。

### 7 契約の締結

#### (1) 契約者の決定

- ①優先交渉権者となった業者は、契約に向けて本市と提案内容等の交渉を行う。
- ②優先交渉権者と契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、当該事業者は令和8年6月1日（契約締結予定日）までに契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。なお、交渉により当初の提案内容から変更が生じる場合は、当該事業者は変更後の企画提案書および見積書を提出しなければならない。
- ③優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの評価が次点の者が交渉権者となり、交渉が成立した場合は当該事業者を契約者として決定し、契約を締結するものとする。
- ④当初の優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合において、その辞退理由が正当な理由ではないと本市が判断した場合および契約不成立により本市に著しい損害が生じた場合には、当該優先交渉権者である事業者に対して、次回以降の本事業への参加資格を付与しない場合がある。

## (2) 契約金額

契約金額は、提案された見積金額に消費税を加算した金額とし、交渉後に決定する。  
また、消費税額（地方消費税額を含む）については、契約時点の税率を適用する。

## 8. 留意事項

- (1) 提出書類の作成提出、プレゼンテーションおよびヒアリングに要する経費は、提案事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書を含む提出書類は原則として返却しない。ただし、不採用となった場合は本市で定めた保存年限満了後、本市の責においてすべて処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- (3) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲内で複製する場合がある。
- (4) 企画提案書で表明された内容が基本的な契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案することがないこと。なお、契約後、企画提案書で表明された内容の調整を行う場合がある。優先交渉権者に決定された後でも、業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。  
それに伴う提案事業者が被る損害について、本市は一切賠償しない。
- (5) 提案上限金額は、見積時の予定価格を示すものではない。

## 9. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (3) 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、南島原市総務秘書課あてに提出すること。
- (4) 企画提案書等の著作権は当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類について、本市が必要と認める場合に、本市は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。